

令和4年3月2日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年3月2日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和4年第1回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

令和4年多度津町議会3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、町の発展と住民福祉の向上のため、日々議員活動にご精励頂いておりますことと拝察を致しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規感染者数は減少傾向にありますが、高齢者を中心に亡くなられる方の数は過去最多の状況が続いており、依然として厳しい状態にあります。

また、本県におきましては、新規感染者数が高止まりの状況が続いており、本町においても連日複数の新規感染者が確認されており、引き続きワクチンの追加接種の促進など感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

さて、本定例会におきましては令和4年度予算、令和3年度補正予算をはじめ、多度津町地域交流センター条例の制定など計20議案及び諮問1件を提案させて頂いておりますので、慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いを致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和4年第1回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第1回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠 君、10番 古川 幸義君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長、小川 保 君。

議会運営委員会委員長（小川 保）

お早うございます。

会期の件でございますが、本日3月2日より3月18日までの17日間とし、詳細については議長の方でお諮りをお願い致します。以上です。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は、本日より3月18日までの17日間とし、日程については3月2日、本日ですが、提案説明、3日、木曜日から6日、日曜日まで休会、7日、月曜日、一般質問、8日、火曜日、一般質問、9日、水曜日、総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、10日、木曜日、総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会予備日、11日、金曜日から17日、木曜日まで休会、18日、金曜日、議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が10名となっており、7日、月曜日は通告順で1番から7番まで、8日、火曜日は、通告順で8番から10番までと致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月18日までの17日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は2件で、配布及びタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

この2件を会期中の建設産業民生常任委員会に付託しましたので、ご報告致します。

次に監査委員より、現金出納検査執行状況報告及び令和3年度定期監査結果報告を受けております。

報告は、タブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

次に、去る2月14日に開催されました香川県町村議会議長会定例会におきまして、古川幸義君、私、村井 勉の2名に、15年以上在籍の自治功労者として全国町村議会議長会から表彰の伝達がありました。

ここに、報告を申し上げますとともに、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思っております。古川 幸義 君、前の方へお進み下さい。

古川 幸義 議員・村井 勉 議員に表彰の伝達

一同拍手

議長（村井 勉）

有難うございました。

続きまして町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 令和4年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

令和4年度施政方針を申し上げます。

本日、令和4年第1回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策及び令和4年度予算の概要についてご説明し、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、一言述べさせていただきます。今年に入りまして、オミクロン株などにより、全国的に新規感染者が急激に増加し、検査・医療体制が逼迫するとともに、国民生活や社会経済運営に大きな影響が生じるなど、非常に厳しい状況が続いております。

まずは、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々のご家族の皆様へ、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早いご回復をお祈り申し上げます。

また、感染リスクと背中合わせの最前線でご尽力頂いている医療関係者、介護従事者の皆様に対し、心から感謝申し上げますとともに、深く敬意を表します。

本町におきましても、これまで、町民の皆様や事業者の皆様へ感染防止対策にご協力頂いておりますが、若い世代を中心に多数の方の新規感染が確認されており、改めて大切な家族や友人など守るためにも、家庭や職場などにおいて、マスクの着用や手指の消毒、三密の回避などの基本的な感染防止対策を徹底して頂くよう呼びかけていくとともに、第3回目のワクチン接種の前倒し実施などに取り組んでまいります。

さらに、国の交付金などを活用して、コロナ禍により経済的な影響を受けている町民の皆様や事業者の皆様の支援に取り組んでまいります。

今後も町民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、関係機関と連携を図りながら迅速に対応してまいりますので、議員各位ならびに町民の皆様には、引き続き、感染拡大防止対策にご協力頂きますようお願い申し上げます。

現在の本町におきましては、この新型コロナウイルス感染症の問題をはじめとして、相次ぐ自然災害、少子高齢化の急激な進展など、非常に変化の激しい情勢下に置かれています。

財政面におきましても、新型コロナウイルス感染拡大による地域経済の停滞によって税収は減少傾向にあり、国からの地方交付税の先行きも不透明な状況となっております。

さらに、これまで行ってきた公共施設の耐震化事業に伴う公債費の増大や財政調整基金の減少等によって財政状況は極めて厳しくなっております。

このような状況下で、新型コロナウイルス感染拡大によって社会の価値観が大きく変容

するなか、まちづくりの理念や基本方針を堅持しながら、新たな価値観を取り入れたまちづくりを進めていくためには、独自の施策の展開を可能とする財政基盤の確立が急務となっております。

このため、聖域を設けることなく全ての事業について、安易な前例踏襲をすることなく事業を点検し、事業の廃止・縮小・統合といった厳しい視点での見直しによる歳出抑制はもとより、積極的な歳入確保を推進することにより持続可能な財政基盤の確立に取り組んでまいります。

本年、いよいよ新庁舎及び地域交流センターが完成します。

新庁舎につきましては、大規模災害時においても町役場機能を維持し、災害対策機能を強化するとともにユニバーサルデザインにより、だれもが利用しやすくすることや総合福祉センターと保健センターに分散していた機能を集約することなどにより、町民の皆様の利便性向上と行政事務の効率化を図ってまいります。

地域交流センターにつきましては、町民の皆様の地域活動、生涯学習や社会教育、さらには相互交流の場として多くの皆様にご利用頂けるよう努めてまいります。

私としては、新しい庁舎等での円滑な業務開始に向けて準備を進め、先人たちに築いて頂いたふるさと多度津の繁栄を改めて強く決意するとともに、多くの課題に向けて町民の皆様とともに新たな町政の一步を踏み出したいと思っております。

議員各位ならびに町民の皆様の各段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、令和4年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられ、先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。

地方財政計画では、地方税は前年度比8.3%増の41兆2,305億円、地方交付税は前年度比3.5%増の18兆538億円、臨時財政対策債は前年度比67.5%減の1兆7,805億円が見込まれております。

このような背景のもと、本町の令和4年度の予算編成にあたっては、限られた財源の中で、選択と集中を基本として、第6次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算、及び町民生活に必要な行政サービスの経費について重点的に予算化したところであります。

その結果、令和4年度の一般会計予算総額は100億2千9百万円、前年度との比較で23.4%の減額となっております。また、特別会計全体では前年度比2.8%減の66億4千万円強、全会計合計では、前年度比16.3%減の166億7千万円強となっております。次に、重点施策について申し上げます。

重点施策の1点目と致しましては、「移住・定住の促進」であります。

本町では、昨年度に策定した「第2期たどつの輝き創生 総合戦略」に基づき、「たどつのゲンキをつくる」「たどつとツナガル人を増やす」「たどつにスマタイ人を増や

す」「たどつてのミライに向けて挑戦する」の4つを基本目標に、各種の人口減少対策や定住促進施策に取り組んでおります。

本町の将来的な人口減少を少しでも和らげるための資金面での支援策と致しましては、空き家バンク登録物件の改修費補助や移住者に対する家賃補助等を継続するとともに、新婚世帯に対し、新生活に係る経費の一部を補助することにより、新生活の円滑なスタートアップを支援してまいります。

また、多度津町タウンプロモーション事業において、官民協働組織「まねきねこ課」が中心となって進めております、多度津町の「魅力づくり」と「情報発信」を今後も支援することにより、多度津町の認知度向上や関係人口創出につなげるとともに、官民協働によるまちづくりの推進を図ってまいります。

なお、今年度より運用を開始しておりますスマートフォンアプリ「まちなのコイン」の利用促進にもあわせて取り組み、デジタル技術活用による地域内外のつながり創出に努めてまいります。

来年度は、ヒト・モノ・カネの面で、地域内外をつなぐことによって本町の持続的な発展を目指す「まちづくり公社（仮）」の設立に向けて検討・準備をさらに進めてまいります。

2点目は、「子育て支援の充実」であります。

昨年度に策定した「第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、“「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして”を基本理念に、地域と一体となって子育てしやすい町づくりを進めてまいります。

保育所につきましては、今年度より実施している「保育士人材紹介料支援事業」や「保育士就職一時金」などにより、保育士確保に対する支援を行い、保育所の待機児童解消に努めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、香川県作業療法士会に委託し、「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、引き続き、児童が安心して過ごせる保育環境の充実に努めてまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止及び早期対応に努めてまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する観点から、18歳以下の児童に「子育て世帯への臨時特別給付金」を給付しました。今後とも必要に応じ、子育て世帯の支援に向けて最善の対策を講じてまいります。

3点目は、「多度津駅周辺開発整備」であります。

JR多度津駅周辺につきましては、立地適正化計画及び都市再生整備計画に基づき、将来にわたって多度津町の中心的な拠点となるよう、子どもから大人まで幅広い世代が集い憩える地域を目指して、事業を進めてまいりたいと考えております。これまでに駅の東西をつなぐ幸見通り跨線橋にエレベーターを整備し、施設のバリアフリー化を行いま

した。また、駅前広場及び駐輪場につきましては、「多度津駅周辺開発整備等推進計画」を踏まえながら、駅前広場デザイン会議やワークショップなどにより、できる限り幅広い意見を取り入れながら整備を進めるとともに、駅周辺の道路整備に継続して取り組み、多度津駅周辺の利便性向上と、本通り地区を含めた駅周辺の質の高い空間整備、さらには、コンパクトシティの推進と地域活性化に資するよう各種事業を進めてまいります。

続きまして主要施策について、第6次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の1点目は、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」であります。

まず、健やかに暮らせる環境づくりであります。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、昨年度より、国や県、近隣の市町の動向を注視しながら、随時、多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、その時々における感染拡大防止対策について協議し、対応してまいりました。

特に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、多度津地区医師会の多大なるご協力を得ながら接種体制を整備し、昨年4月より県内でもいち早く接種を開始しており、第3回目の接種及び5歳から11歳までの接種を進めてまいります。また、中讃西部の2市3町で共同運営する中讃地区PCR検査センターの設置など、検査体制の充実に努めております。

今後とも、町民の皆様にマスクの着用、手指消毒、三密の回避など基本的な対策の徹底を呼びかけるとともに、引き続き、安全に安心して生活ができるよう感染拡大防止対策に努めてまいります。

また、昨年引き続き「第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画」に基づき、町民、地域、関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指し、健康増進と食育の推進に取り組んでまいります。

さらに、がん検診受診率向上対策につきましても、引き続き、脳ドック及び人間ドック、施設検診、休日検診など関係機関との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症等による受診控えを防ぐため、徹底した感染防止対策を講じながら、安心して受診できる環境や体制整備に努めてまいります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後も経済的支援が一層効果的なものとなるように事業を継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、町と県が保険者となり運営を行っており、被保険者の減少・一人当たりの医療費の増加が進む中で、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ送付による調剤報酬の圧縮及び医療費通知の送付による適正な受診の促進等を着実に実施し、医療費全体の削減を目指し、県と連携して健全な運営に努めてまいります。

保健事業につきましては、生活習慣病の重症化予防対策の一環として、特定健診の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療につながるよう取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、被保険者や医療費の増加により厳しい財政運営が懸念されますが、香川県後期高齢者医療広域連合や県・他市町と緊密な連携を図り、安定的な運営に努めてまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の運営につきましては、医師・看護師の継続的確保と医療機器及び医薬材料の適正な維持管理に努めてまいります。

国民年金につきましては、日本年金機構と連携し、住民に対する広報・啓発の推進や年金相談の充実を図ることで、加入促進・無年金者の解消に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、適切な感染防止対策を講じた上で、新たに地域交流センターを有効活用して、生涯学習や社会教育の活動を支援するとともに、引き続き、公民館においては、住民のニーズを把握し公民館講座の充実及び支援を行い、図書館においては、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど誰もが安心して快適に学習ができるよう環境の改善に努めます。また、生涯学習に関する各種推進計画の見直しについても今後とも協議・検討を続けてまいります。スポーツの振興につきましては、体育協会やスポーツ少年団の活動を支援するとともに、引き続き、各種ウォーキングイベント、チャレンジデー、体育館やさくらプールで開催している各種教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持や増進のきっかけづくりに努めます。

また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業やホームタウンデーの開催を通じて、子どもたちがトップアスリートを夢みて競技や練習に取り組むことのできるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

次に、子育てをしやすい環境づくりであります。「第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、引き続き、「「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして」を実現するため、子どもの健やかな成長や家庭（保護者）の楽しい子育ての応援、子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりに向けて、計画の推進を図ります。

幼児教育無償化により保護者の負担軽減と就労しやすい環境が整いましたが、一方で、保育ニーズが高まったことによる待機児童問題につきましては、今年度より実施している保育所が人材派遣会社を通じて保育士を新たに雇用した際の人材紹介料を補助する「保育士人材紹介料補助金」など保育士確保対策への補助や保育士等処遇改善臨時特例事業の実施により保育士が働きやすい環境づくりに努めています。また、町内保育所の老朽化に伴う施設整備に対し、国・県と共に財政支援を行うことで、保育を必要とするすべての子どもが保育サービスを受けられることができるよう、今後も保育所と連携・協力を図ってまいります。

放課後児童クラブにつきましては、町内すべての小学校区において全学年の受け入れを

しております。昨年度より香川県作業療法士会の協力を得て、「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、放課後児童クラブの支援員が専門的な助言を受けることで子どもたちへの適切な関わり方を学び、保育環境の充実に努めております。今後とも放課後児童クラブでは新型コロナウイルス感染防止を含めて安全性に配慮しつつ、児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

子育て世代包括支援センターにおきましては、専任保健師や助産師、保育士等が安心して安全に出産・育児ができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めておりますが、引き続き、保護者のニーズに対応した子育て環境を整備するとともに、ハイリスク妊産婦に対する養育支援訪問事業や保護者の冠婚葬祭、受療等により乳幼児の保育が一時的に困難になった場合に乳幼児を保育する「一時預かり事業」の充実に努め、利用促進を図ってまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、児童の身近な支援機関である学校との連携強化や学校が気になる情報を収集した時の対応の明確化を目的に、「多度津町児童虐待防止のための通告マニュアル」を今年度末に作成し、関係機関との情報共有や連携強化により、今後も児童虐待防止を推進してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症が長期化し、子育て世帯への影響が大きいことから、国の18歳以下の児童1人あたり10万円を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」を実施するとともに対象外となった子育て世帯に対し、町単独事業として、「多度津町子育て世帯への臨時特別給付金」を支給しました。今後とも必要に応じて対策を講じてまいります。

次に、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりであります。地域福祉計画・自殺対策計画に基づき、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会・民生委員児童委員等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組み、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指すとともに今年度計画を見直し、成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画を地域福祉計画に追加し、地域福祉の一層の拡充に努めてまいります。

障害者福祉の充実につきましては、障害福祉計画と障害児福祉計画に基づき、「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに生きる多度津」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

ひきこもり支援につきましては、理解促進のための広報啓発を継続的に実施するため、町内の関係機関で構成する「多度津町ひきこもりサポート会議」をプラットフォームとするとともに昨年12月には、民間委託による「相談支援窓口」を開設しており、支援対象者の実態やニーズの把握など当事者にきめ細やかに寄り添った相談体制の拡充を図ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、急速に進む高齢化への対策として、高齢者が住み慣

れた地域で自立した日常生活が送れるよう、生活支援コーディネーターを中心とする「たどつ支え合い笑顔の会」が、支え合いの体制づくり推進を目的に活動しております。なお、各小学校区においては、地域のコーディネーターを中心に、より地域の実情に合った支え合いを目的とする活動体制を整備しております。また、各地区の共通課題である移送問題に対し、昨年からは試行運行を開始した住民ボランティアによる移動サービス「チョイ来た」の運営方法を検証しながら、課題解決に取り組んでまいります。

相互に支え合う互助の精神のもと、地域のみんなでつくる助け合いのまちづくりが、より一層進展するよう努めてまいります。

また、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を目的に認知症初期集中チームを設置しており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるまちを目指してまいります。

さらに、高齢者が認知症等により行方不明になったときに備え、おもいやり SOS ネットワークを構築しており、今後とも模擬訓練の実施等により、さらなる整備、普及啓発に努めてまいります。

次に、環境に配慮した循環型社会の形成であります。令和元年 6 月に策定した「第 2 次多度津町環境基本計画」に基づき、「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち たどつ」を目指して、住民、事業者、各種団体と連携・協力して取り組んでまいります。また、一般廃棄物の処理につきましては、「多度津町ごみ処理基本計画」に基づき民間委託を推進し、ごみ処理業務の効率化を図るとともに、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を行う 3R 運動を推進し、リサイクル率の向上及びごみの減量化を図ってまいります。さらには、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減等、新たな課題にも適切に対応し、持続可能な社会の構築に取り組んでまいります。

野良犬や野良猫の対策につきましては、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用助成を継続してまいります。また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、地域住民の認知と合意の上、地域で野良猫に不妊・去勢手術を行って共同管理する地域猫活動を行う団体に対する助成を継続し、人と動物との調和のとれた共生社会を目指してまいります。

墓地・火葬場の整備検討につきましては、「町営墓地」は清掃業務委託により、また、「地域墓地」は地域墓地管理団体への運営補助により、「町営・地域」両墓地の適正な維持管理に努めてまいります。なお、火葬場につきましては長期修繕計画に基づき定期的な主要設備・機器等の点検を継続していくことにより、施設全体の適正な維持管理に努めてまいります。

基本政策の 2 点目は、「安心・安全で美しいまちづくり」であります。

まず、水を大切にすまちづくりにつきましては、水道事業は広域化により県と 8 市 8 町で構成する香川県広域水道企業団が業務を行っておりますが、構成団体として今後

も将来にわたって安全で安心な水道水が安定的に供給されるよう、企業団と連携してまいります。

次に、自然と調和した生活環境づくりであります。今年度より新たな公園施設として県道多度津丸亀線沿いに整備を進めている「道福寺公園」につきましては、災害時の避難場所などの防災面も含め、周辺地域はもとより、多くの町民の皆様が多目的に利用でき、多世代が交流できる公園を目指してまいります。また、その他の公園及び緑地や水辺につきましても秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るための啓発活動を引き続き行ってまいります。また、昨年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、既存施設を適切に維持管理していくため、計画的に施設の長寿命化や更新工事を進めるとともに地方公営企業法の適用に向けた取組を進め、経営の安定化や透明性の確保のため、適正な使用料や持続可能なストックマネジメントの検討を進めてまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による被害軽減のため、引き続き雨水幹線の整備を計画的に進めてまいります。また、ポンプ施設につきましては、ストックマネジメント計画等に基づき、来年度より新町排水ポンプ場の更新を実施するなど計画的に更新工事を進め、雨水の排除能力の維持向上に努めてまいります。

下水道区域外の地域につきましては、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について、補助制度の充実や広報等による周知に努め、単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への早期転換を促進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、「多度津町第4次地球温暖化対策実行計画」に基づき、引き続き本町施設における温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

さらには国の「2050年カーボンニュートラル宣言」に賛同し、昨年2月に同様の取組を表明しております県と連携するとともに、本町においても地球温暖化対策は喫緊の課題であり、豊かな自然や特色のある産業・文化を未来の世代に引き継ぐため、「多度津町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、町民や事業者の皆様と協働しながら、2050年までに本町の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組を進めてまいります。

この宣言に伴い、再生可能エネルギー導入計画の策定など、地域の脱炭素社会の実現に向け取り組んでまいります。

また、本町は環境省が推進するクールチョイス（地球温暖化対策に資する「賢い選択」）に賛同しており、低炭素型社会の実現に向け町民や事業者への情報発信を積極的に行うとともに、住宅用太陽光発電システムの設置補助制度の継続や緑のカーテン事業の促進に努めてまいります。

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。消防体制の強化につきましては、今

年度、救助工作車を整備しており、今後とも消防車両や資機材の計画的な更新整備と水利計画に基づき消火栓や防火水槽の整備を図りながら消防力の充実強化に取り組んでまいります。また、火災防ぎょ訓練や救助訓練などの各種訓練を計画的に実施することにより、消防技術の向上に努めてまいります。併せて、消防団・女性防火クラブと協力して「住宅用火災警報器」の普及促進の啓発活動を継続し、自治会をはじめとする各種団体には、初期消火・通報・避難の訓練指導や防火講習会を通じて、防火意識の高揚を図ってまいります。また、地域防災の中核となる消防団に対しましては、資機材や装備の計画的な整備など活動しやすい環境の整備に努めてまいります。さらには訓練により消防技術の向上も図ってまいります。

一方、救急業務につきましては、救急救命士を計画的に育成し、資格取得後も継続して再教育を行うなど関係機関と連携して救急救命士としての資質の向上と救急業務の高度化を推進してまいります。

また、定期的に救命講習会や応急救護指導を実施して、広く住民に応急手当の普及啓発を図るとともに急速な高齢化の進展のもと増加傾向が続く救急出動業務についても、安易な救急車の利用を減らすために町のホームページや広報誌などで住民に「救急車の適正利用」の周知啓発を継続して行い、住民の理解と協力が得られるよう努めてまいります。

さらには、丸亀市・善通寺市と共同運用を実施している「消防通信指令業務」につきましても、今後とも連携・協力による応援体制の推進に努めてまいります。

防災体制の整備につきましては、近年の気候変動による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害・浸水等の水害、地震など自然災害の激甚化や今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、各小学校区における防災訓練を実施し、地域防災力の向上を推進してまいります。併せて、今後も最新の災害想定に合わせてハザードマップ等を適宜更新し、町民の皆様へ周知啓発することにより防災意識の高揚を図ってまいります。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図り、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに、昨年一部改正された災害対策基本法に基づく避難情報の変更については、全戸配布やホームページへの掲載等により町民の皆様へ周知しておりますが、引き続き広報等により啓発するとともに災害発生時には、変更された避難情報等が町民の皆様へ伝わるよう防災行政無線や緊急速報メールなどを効果的・有効的に活用してまいります。

備蓄品につきましても、大地震発生時に多数の避難者を受け入れることとなる指定避難所に順次計画的な整備及び更新を図ってまいります。

水防対策についてですが、昨年度において桜川排水機場水門・ポンプの運転自動化整備及び京町地区の内水排除対策として新開排水ポンプ設置工事を完了しております。また、

今年度において西港町地区の排水施設流域調査を実施しており、来年度より内水排除対策工事の検討をしてまいります。引き続き、河川改修の早期完成を県に要望するとともに県と連携して実施した桜川流域の総合治水対策の検討結果を基に、計画的に排水ポンプの新設など浸水対策に取り組んでまいります。今後とも県と協議しながら、桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進し、近年増加している高齢者が関係する事故の抑止を図ってまいります。

また、昨年度末に開通した県道多度津丸亀線の多度津工区におきましては、香川県中讃土木事務所や香川県警察と協議し、交通規制看板の設置やカラー舗装等の交差点改良を行うとともに県への要望により押ボタン式信号機が設置されたところですが、今後開通予定の県道につきましても危険箇所の改良や県への交通安全対策強化の要望を継続してまいります。

今後も引き続き、関係機関や団体等と密接な連携による啓発を行い、町民全体の交通安全意識の高揚及び交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図り、併せて適正な交通安全施設等の整備を進めてまいります。

次に、快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地の拡散やスポンジ化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型町づくりの実現に向け、「多度津町都市計画マスタープラン」やJR多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る「立地適正化計画」に基づき、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。道路・交通ネットワークの整備といたしましては、県道多度津丸亀線の多度津工区が昨年度末に開通し、さぬき浜街道の多度津西工区が今月開通致します。引き続き、県道多度津丸亀線のさぬき浜街道までの区間の早期完成に向け、県に対して働きかけを行ってまいります。また、町道整備につきましては、舗装路面性状調査の結果に基づく整備路線計画を策定し、計画的に進めてまいります。さらに、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や町道部分についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、空き家の現状調査の結果を踏まえ策定した「空き家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に対策を実施してまいります。また、危険空き家対策として、多度津町老朽危険空き家除却補助事業を引き続き実施してまいります。

町営住宅の整備充実につきましては、「多度津町町営住宅長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行うとともに長寿命化を図るため、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、計画的な建替事業を検討してまいります。

離島振興につきましては、多度津～佐柳航路における安全・安心な航路の確保・維持に

継続して取り組むとともに「島しょ部航路運賃助成事業」や「離島救急患者搬送費補助事業」などの補助事業や「離島傷病者救急輸送業務」による傷病者の輸送の民間委託、島民の高齢化により維持管理が難しくなっている島の環境整備など、各種の支援事業を実施してまいります。

また、高見島・佐柳島の魅力を町内外に伝えるため、高松市や東京都などでの現地開催やオンラインで開催予定のPRイベントにも積極的に参加するなど、より一層の島の活性化に取り組んでまいります。

基本政策の3点目は、「活気にあふれた魅力的なまちづくり」であります。

産業の振興・経済の活性化であります。まず農業につきましては、国においては「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に農林水産物の輸出力強化と高付加価値、農林水産業のグリーン化、スマート農業の推進等の数々の施策を推進するとの方針が示されています。

また、水稻の生産については、令和2年産の主食米から従来の「生産の目安」に代わり、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目標」に基づく生産に変更となっています。

こうした情勢の変化、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対応し、農業・農村を持続的に発展させていくために関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、農業振興地域整備計画に基づき、単独県費補助事業や単独町費の補助制度に基づく事業を推進するなど、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めてまいります。昨年度から引き続き実施する西白方新池に加え、三井新池、東白方新池で来年度実施される県営地域ため池総合整備事業により、ため池の整備を図り、農業生産の確保を念頭に農業振興地域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用して昨年度までに作成した「ため池ハザードマップ」の周知とため池の安全な利用を啓発する看板設置を行い、ため池の安全性確保に努めてまいります。また、農業農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう、多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。

農業委員会につきましては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業者の新規参入の促進に努め、さらなる農地利用の最適化を図ってまいります。農業を支える担い手の育成・確保につきましては、経営所得安定対策の実施や施設整備、機械導入等に係る補助制度の利活用など、引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに、法人化の促進や就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

有害鳥獣による被害防止につきましては、昨年度より引き続きの取組として「イノシシ

講習会」の開催や多度津高等学校と連携した箱わな製作を行います。また、丸亀・善通寺両猟友会と連携して鳥獣被害の調査や捕獲駆除に努めるとともに効果的な被害防止対策の普及に取り組んでまいります。

オリーブにつきましては、オリーブ生産拡大事業を活用し、栽培面積の拡大を図るとともにブランド農産物としての6次産業化を促進するため、加工設備への補助をはじめ商品開発や販路開拓などへの支援を行なってまいります。

水産業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要の減少、また、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化及び後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業やカキ等の養殖事業、及びマダコ・キジハタ等の稚魚放流事業、並びに海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、さらに「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業等の活動支援に取り組んでまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計画に沿って、効率的な維持・管理に努めてまいります。淡水魚につきましても養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、まず、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の企業や事業者に対するポストコロナを見据えた支援策について、国の臨時交付金の情報を精査し、検討してまいります。

また、町内企業に対して、新工場の設立・先端設備の投資に対する助成措置による生産性の向上や、自社や新商品等の広告宣伝及び町内産農水産物を活用した新商品開発に対する補助事業を通じて、販売力の強化を目指してまいります。

さらに、本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関、関係機関と連携しながら、個別相談やセミナーの開催による創業希望者の支援や掘り起こしを行うとともに多度津町創業支援補助金制度により、開業率の向上による町産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、ハローワークによる出張職業相談会を引き続き実施するとともに香川県就職・移住支援センターとの連携による町内企業と求職者のマッチング事業の推進、近隣の大学・高等学校へ企業紹介パンフレットを用いた町内企業の魅力発信を行ってまいります。

また、消費者行政の取組としましては、年々増加する特殊詐欺に対し、関係機関と連携し、被害の未然防止のための啓発に努めてまいります。

次に、魅力あふれる観光の振興であります。来年度は「瀬戸内国際芸術祭 2022」が4月14日から春・夏・秋会期で開催されます。本町では、秋会期の9月29日から11月6日までの休島日1日を含む39日間、高見島全体を舞台に、京都精華大学関係者のプロジェクトを中心とした多くのアート作品が公開されます。開催にあたり、県実行委員会をはじめ、関係団体と連携し、会場である高見島はもちろんのこと、陸地部でも賑わいが創出できるよう、準備を進めてまいります。

なお、今回はコロナ禍での開催であり、会場が離島であることを十分踏まえ、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら県実行委員会等とも連携して必要な対策を講じてまいります。

また、今年度、新たに整備した「デジタル観光マップ」及び「多言語観光案内板」を活用するとともに従来の観光パンフレットの随時更新やホームページ等による情報発信を継続し、本町への誘客促進、旅行者の方々の満足度向上に努めるとともに、従前より行っております「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」や「空の駅かがわ」、「北前船日本遺産推進協議会」等、県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による多度津町への来訪者の増加、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、今般の状況をふまえて修正の必要がないか検討し、適切な感染防止対策を講じた上で、子どもたちの健やかな学びを最大限保障し、教職員等の健康にも留意した対応をとってまいります。

また、「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」につきましては、決定した基本方針に基づき、先行して実施する幼稚園の適正配置について、具体的な検討を行っておりますが、厳しい財政状況も勘案しながら事業を進めてまいります。

一方、望ましい教育環境の確保につきましては、GIGAスクール構想により整備したネットワーク環境や1人1台パソコンを活用し、子どもたち一人一人に個別最適化し、資質や能力が一層確実に育成できる教育を実現できるよう取り組むとともにタブレットの利用方法については細心の注意を払い、不適切な使用とならないよう指導してまいります。

また、幼稚園及び小・中学校において、一層きめ細やかな学習支援及び教育的支援等を行うために各種支援員等を継続配置するとともに心の問題への対応として、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーについても継続配置し、学校における相談機能の充実に努めてまいります。併せて、悩みを抱え不登校となっている児童・生徒に対しては、教育支援センターでの活動を通して自立を促し、学校に復帰できるよう指導・支援してまいります。さらには、日本語が十分でない外国にルーツをもつ児童のために日本語教室を引き続き設置し、対象児童の日本語に対する困り感の解消に努めてまいります。

また、幼稚園においては、来年度より、園児数の減少により今年度をもって廃園を予定している白方幼稚園を除いた3園体制で幼児教育を進めてまいります。引き続き、魅力ある幼稚園を目指し、預かり保育の拡充等の事業を通して、子育て支援の充実に努めます。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中心に補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行行為の早期発見や健全な社会環境づくりの推進に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域の方々・高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を実施し、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。成人式につきましては、新成人の有志でプロジェクトチームを組織し、企画・運営に参加することにより新成人の気持ちに寄り添いながら、新成人としての自覚を高める式典となるよう工夫してまいります。

さらに、放課後の子どもの居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により規模を縮小して実施しましたが、来年度は感染状況を踏まえながら魅力ある体験活動を実施するとともに、教室開催日数等の拡充を図ってまいります。

次に、地域に根ざした文化芸術の創造と振興であります。文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」において、適切な感染防止対策を講じた上で、様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供するとともに、公民館では、地域の方々の学習や交流活動の拠点として地域に根ざした活動を行い、学習活動の発表の場としての文化祭等を開催して文化の向上に努めてまいります。資料館におきましては、様々な分野の企画展等を開催し、本町の歴史や伝統の魅力を伝えるとともに、その価値が再発見できるよう働きかけてまいります。

また、合田邸をはじめとする本町に残る歴史的な町並みにつきましては、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けて、専門家等の意見を伺いながら保存条例等の制度設計を行い、住民の皆様には制度内容を丁寧に説明し、ご理解を頂くよう努めてまいります。

合田邸の保全・活用の検討及び整備につきましては、昨年度より地元自治会や民間団体の方等を委員とした「合田邸の保全・活用に向けた検討委員会」を継続して開催しており、来年度も引き続き保全方法及び活用方法について検討を重ねてまいります。

また、利用者が安全に利用でき、近隣住民の方々に危険が及ばないよう施設の現状を調査し、緊急性のある個所から順次、修理工事を実施しております。今後とも町指定有形文化財として歴史的・文化的価値を損なわないよう、修理方法を検討委員会及び専門家等と協議しながら工法を検討してまいります。

次に、多様な交流の促進であります。空き家等を活用した地域創生事業補助によって、空き家・空き店舗の改修及びイベント開催に伴う費用の補助を行うことで、地域内外における交流人口の拡大を図り、地域の活性化に努めてまいります。

また、多度津町タウンプロモーション事業の中で「まねきねこ課」並びに実行委員会を中心に実施されている「たどつ桜たんプロジェクト」などの取組についても、交流人口の増加やシビックプライドの醸成につながるものとして継続的に支援してまいります。

次に、地域おこし協力隊については、地域おこし活動としてイノシシ対策を含めた離島の活性化に取り組んでおります。今後とも本制度をより積極的に活用していくため新たに追加で隊員の募集を行い、地域おこし協力隊員とともに継続した活動や新しい企画にもチャレンジしながら、さらなる地域力の維持及び強化を図ってまいります。

また、人口減少や高齢化による「地域力の低下」という課題の解決や新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済・地域コミュニティの回復促進を目指し、地域内外のつながり創出のための仕組みとして導入したコミュニティ通貨「まちのコイン」については、引き続き、スポットとなる店舗や団体などの開拓を進めるとともに、町内外のユーザー獲得・利用促進を図ってまいります。

児童生徒の地域間交流体験活動につきましては、来年度、スポーツ少年団と子ども会が富山県南砺市福野地区との交流を予定しており、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を図ってまいります。

また、小・中学生の学校現場での国際交流につきましては、引き続き、外国語指導助手・日本人英語指導員の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図り外国語活動を推進してまいります。

次に、コミュニティを軸とした協働のまちづくりであります。協働のまちづくりの推進につきましては、町政報告会をはじめとした、あらゆる広聴の機会を通じて、多くの住民の皆様のご意見をお聞きするとともに地元の各種団体と協力しながら町の活性化に取り組んでまいります。

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第 14 条において「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする各法令や昨年 2 月に策定した「第 4 次多度津町人権尊重に関する総合計画」、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消や人権尊重の社会を実現するために取り組んでまいります。また、昨年度、仲多度郡 3 町が合同で実施した「人権・同和問題に関する意識調査」の分析結果も踏まえ、新計画等と併せて施策に反映させることで、さらなる町民一人ひとりの人権が保障されたまちづくりに取り組んでまいります。

また、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現を目指し、「多度津町パートナーシップ宣誓制度」の普及啓発により、性的少数者の方々にも暮らしやすいまちづくりを目指してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各法令や昨年 6 月に策定した「第 3 次たどつ男女共同参画プラン」に基づき、県や定住自立圏を形成する近隣市町とも連携し、男女共同参画社会形成のための施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。行財政改革の推進につきましては、「行政改革実施計画」に基づき、事務・事業について定期的に点検・検証を行いながら、計画的に行財政改革を進めてまいります。

また、行財政課題や町民ニーズに的確に対応できているか、町政の重点施策が積極的・効率的に推進できているかなどについて検証し、「第7次多度津町総合計画」策定に向けて検討を進めるとともに行政組織機構について点検を行い、必要に応じて見直し等に努め、さらなる住民サービスの向上を図ってまいります。

健全な財政運営の確立につきましては、令和2年度決算における実質公債費比率は前年度から1.0ポイント増加して11.5%となりました。将来負担比率は前年度から3.3ポイント減少して149.4%となりましたが、令和3年度決算では新庁舎等建設事業等により大幅な増加が見込まれることから、事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営に努めてまいります。

行政のデジタル化につきましては、オンラインによる申請手続の拡充やオープンデータの利活用を推進するとともに、今後のデジタル技術の進展を見据えながら、住民の皆様の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいります。

国の重点施策である「マイナンバー制度の推進」につきましては、デジタル社会を推進する上で重要な基盤となるマイナンバーカードは、オンラインで本人確認が行え、行政手続きをはじめとする様々な手続きに利用ができ、今後さらに利用頻度が高まることが予想されることから、出張申請や休日開庁の実施など、より一層マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

また、ふるさと納税推進事業につきましては、制度の趣旨に沿いながら、地域経済の活性化及び健全な財政基盤の確保に寄与するよう、新たな返礼品の開拓や宣伝広告を行うことなどにより、より一層の推進を図ってまいります。また、企業版ふるさと納税につきましても、制度に関する情報を積極的に収集し、引き続き制度の活用を検討してまいります。

次に、広域行政の推進につきましては、定住自立圏域内の連携をさらに深めながら、社会情勢の変化や多様化している広域ニーズに対応できるよう、「第3次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」に計画されているスケールメリットを生かした具体的な取組を進め、圏域全体の活性化に努めてまいります。

以上、私の令和4年度の町政に臨む所信を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会のあり方が大きく変化していく中で、少子高齢化による人口減少や公共施設の老朽化などとともに、引き続き粘り強く取り組むべき多くの課題を抱え、厳しい町政運営が続くものと考えております。

多度津町の将来像「ひと・くらし・歴史が共生するまち たどつ」を目指し、多度津町の特色を活かしつつ、町民の皆様の幸せの向上のために、私をはじめ全職員が職務に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

どうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、令和4年度施政方針についてを終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は10時45分にしておきます。よろしくお願い致します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時45分

議長（村井 勉）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第5.議案第1号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第2号、多度津町地域交流センター条例の制定について、議案第3号、多度津町役場駐車場条例の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第1号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、提案説明をさせていただきます。

町村の選挙におきましては、都道府県や市の選挙とは異なり、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成については、選挙公営の対象となっておりませんでした。公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が令和2年12月12日から施行され、条例を定めることにより、これらが選挙公営の対象となることとなりました。

このことに伴い、多度津町の選挙における立候補に係る環境の改善を図ることを目的とし、新たに条例を制定しようとするものでございます。

なお、本条文中の「委員会」は、2ページ上段の第3条中にて「多度津町選挙管理委員会」を示しております。

それでは、タブレットの1ページをご覧ください。

第1条は、本条例の「趣旨」でございしますが、公職選挙法の規定に基づき、公費負担に関して必要な事項を定めるものでございます。

1ページ中段から3ページをご覧ください。第2条から第5条は、「選挙運動用自動車の使用」に関するもので、第2条は、「公費負担」について、第3条は、「契約締結の届出」について、第4条は、「公費の支払」について、第5条は、「契約の指定」について、4ページをご覧ください。第6条から第8条は、「選挙運動用ビラの作成」に関するもので、第6条は、「公費負担」について、第7条は、「契約締結の届出」について、

第 8 条は、「公費の支払」について、4 ページ下段から 5 ページをご覧ください。第 9 条から第 11 条は、「選挙運動用ポスターの作成」に関するもので、第 9 条は、「公費負担」について、第 10 条は、「契約締結の届出」について、第 11 条は、「公費の支払」について、それぞれに係る経費を公費負担とするための手続や支払金額等について定めるものでございます。第 12 条は、「公費負担の限度額」に関するもので、第 1 項は、選挙運動用自動車の使用について、第 2 項は、選挙運動用ビラの作成について、第 3 項は、選挙運動用ポスターの作成について、それぞれに限度額を定めるものでございます。6 ページをご覧ください。第 13 条は、「委任」に関する規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定めるものでございます。

最後に、本条例の附則と致しまして、第 1 項として「施行期日」を「この条例は、公布の日から施行する。」

第 2 項として「適用区分」を「この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。」と定めるものでございます。

なお、今回の公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙においても供託金制度が導入され、法第 92 条第 1 項第 9 号において、「供託」として、町村の議会の議員の選挙は、15 万円とするものとされたこと、法第 93 条第 1 項第 3 号において、「公職の候補者に係る供託物の没収」として、供託物没収点は、市議会議員選挙と同様に、「当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の十分の一」とするものとされたこと、等が新たに規定されました。

これらを踏まえまして、本条例第 2 条ただし書の規定により、町議会議員及び町長の選挙での公費負担の対象となるのは、供託金が没収されない場合に限られます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 1 号「多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の提案説明とさせて頂きます。

続きまして、議案第 2 号、多度津町地域交流センター条例の制定につきまして、提案説明をさせて頂きます。

このたび新しい多度津町役場庁舎と共に、町民の皆様の地域活動、生涯学習及び社会教育を支援し、交流を促進する施設を整備しております。

施設の完成後、「多度津町地域交流センター」と命名し、新たな地域活動の拠点として管理運営するため、「多度津町地域交流センター条例」を制定するものでございます。

タブレットの 1 ページをご覧ください。第 1 条は、センターの「設置」を、第 2 条は、「名称と位置」を定めるものでございます。第 3 条は、「事業」について定めるものでございます。第 4 条は、「開館時間」を「午前 9 時から午後 9 時まで」とし、第 5 条は、「休館日」を「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで」と「毎月第 3 日曜日」と規定するもので、その他「町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。」と

定めるものでございます。

1 ページ下段から 2 ページをご覧ください。第 6 条は、「利用の許可等」を、第 7 条は、「利用の制限」を、第 8 条は、「利用許可の取消し等」を定めるものでございます。

2 ページ下段から 3 ページをご覧ください。第 9 条は、「使用料」を、第 10 条は、「使用料の減免」を、第 11 条は、「使用料の不還付」を定めるものでございます。

なお、第 9 条で規定する使用料につきましては、4 ページ及び 5 ページの別表にて、利用室ごとの 1 時間当たりの使用料と冷暖房料を規定して、備考にて使用料の条件等の詳細を定めております。

3 ページにお戻り下さい。第 12 条は、「目的外利用及び権利譲渡の禁止」を、第 13 条は、「特別の設備等の制限」を、第 14 条は、「原状回復の義務等」を、第 15 条は、「損害賠償の義務」を、第 16 条は、「委任」に関して定めるものでございます。

3 ページ下段から 4 ページ上段をご覧ください。最後に、本条例の附則と致しまして、第 1 項として「施行期日」を「この条例は、規則で定める日から施行する。」、第 2 項として「準備行為」を、「センターの利用の許可、使用料の納付その他センターの使用に関し必要な手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。」と定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 2 号「多度津町地域交流センター条例の制定について」の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 3 号、多度津町役場駐車場条例の制定につきまして、提案説明をさせていただきます。

このたび新設致します多度津町役場庁舎と多度津町地域交流センターを利用される方々の駐車場につきまして、新たに「多度津町役場駐車場条例」を制定するものでございます。

タブレットの 1 ページをご覧ください。第 1 条は、駐車場の「趣旨」を、第 2 条は、「名称及び位置」を定めるものでございます。第 3 条は、「供用時間」を「午前 7 時から午後 10 時まで」とし、第 4 条は、「供用日」を「1 月 4 日から 12 月 28 日まで」と規定するもので、供用時間と供用日のどちらも「町長は、必要があると認めるときは、変更することができる。」と定めるものでございます。

第 5 条は、「駐車できる自動車」を規定するものでございます。

1 ページ下段から 2 ページをご覧ください。第 6 条は、「使用料」を、第 7 条は、「使用料の減免」を、第 8 条は、「使用料の不還付」を定めるものでございます。

なお、第 6 条で規定する使用料につきましては、3 ページの別表にて、入場から 3 時間までを無料とし、3 時間を超えて 1 時間までごとに 100 円を加算するもので、暦の上での 1 日につき 1,200 円を上限とするものでございます。

2 ページにお戻り下さい。第 9 条は、「利用の制限」を、第 10 条は、「禁止行為」を定めるものでございます。

2 ページ下段から 3 ページをご覧ください。第 11 条は、「撤去等」を、第 12 条は、「損害賠償の義務」を、第 13 条は、「損害の免責」を、第 14 条は、「供用の休止」を、第 15 条は、「委任」に関して定めるものでございます。

最後に、本条例の附則と致しまして、「この条例は、規則で定める日から施行する」と定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 3 号「多度津町役場駐車場条例の制定について」の提案説明とさせていただきます。

以上、3 議案、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 6. 議案第 4 号、多度津町個人情報保護条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第4号、多度津町個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条の規定により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止され、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定は、令和4年4月1日に施行される改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において定められることとなるため、その引用箇所について、当該条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。第2条第4項につきましては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」としていたところ、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改めております。

2ページをご覧ください。附則と致しまして、「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」とするものでございます。

以上、議案第4号、多度津町個人情報保護条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 5 号、多度津町公告式条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第 5 号、多度津町公告式条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、多度津町役場庁舎の移転に伴い、本条例第 2 条第 2 項で、別表に定めております多度津町役場掲示場の所在地を変更するものでございます。また、字句の修正等、所要の改正も行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

タブレットの 1 ページをご覧ください。第 1 条の見出しの「この条例の目的」を「趣旨」に改め、第 4 条第 1 項の「おさなければならない」を平仮名表記から漢字表記に改めるものでございます。

1 ページ下段から 2 ページをご覧ください。第 5 条第 1 項中の「多度津町議会会議規則（昭和 63 年多度津町議会規則第 1 号）、多度津町議会傍聴規則（昭和 63 年多度津町議会規則第 2 号）その他町の機関」を「町の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）」に、「ただし」を「この場合において」にそれぞれ改めるものでございます。

同条第 2 項中の「第 4 条」を「前条」に、「ただし」を「この場合において」にそれぞれ改め、「当該機関名」の後に「又は当該機関を代表する者の氏名」を、「当該機関印」の後に「又は当該機関を代表する者の印」をそれぞれ追加するものでございます。

そして、別表第 1 号の多度津町役場掲示場の「栄町一丁目 1 番 91 号」を「栄町三丁目 3 番 95 号」に改めるものでございます。

最後に、本条例の附則と致しまして、「多度津町の役場の位置を定める条例の一部を改正する条例（令和 3 年多度津町条例第 9 号）の施行の日から施行する。」とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 5 号「多度津町公告式条例の一部改正について」の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 6 号、多度津町立学校条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。教育課長、竹田 君。

教育課長（竹田 光芳）

議案第 6 号、多度津町立学校条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の改正は、園児数の減少により、本年度の在園児が卒園することにより園児がいなくなる白方幼稚園について、今後も望ましい幼児教育が行える園児数の確保が見込まれないことから、条例の一部を改正し、白方幼稚園を廃園としようとするものです。

なお、同施設の廃止につきましては、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例により議会の同意が必要であるため、同条例の一部改正について議会の同意を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて改正内容についてご説明致します。

アンダーラインの箇所が今回改正を行おうとしている箇所、右側が改正前、左側が改正後でございます。

第1条（設置）において学校教育法に定める学校のうち、小・中学校・幼稚園を次のように定めるとして、町立学校の種類・名称・位置を定めております。そのうち、2ページのように白方幼稚園に関わる記載を削除しようとするものです。

なお、附則と致しまして、「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」としております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第7号、令和3年度多度津町一般会計補正予算（第6号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第7号、令和3年度多度津町一般会計補正予算（第6号）について提案説明を申し上げます。

タブレットの1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額146億5,180万円から歳入歳出それぞれ1億5,380万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億9,800万円とするものでございます。第2条は繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものでございます。

6ページをお開き下さい。「第2表 繰越明許費」に記載してありますように、款2. 総務費、項1. 総務管理費、職員駐車場用地造成事業4,600万円、新庁舎移転に係る情報機器移設事業528万円、多度津駅バリアフリー化設備等整備事業672万8千円、庁舎建設等整備事業3億4,616万7千円、項3. 戸籍住民基本台帳費、転出・転入手続きのワンストップ化に伴う住民記録システム改修事業288万4千円、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、住民税非課税世帯等給付金事業4億900万円、住民税非課税世帯等給付金事業（町単独事業分）3,300万円、項2. 児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業502万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業（町単独事業分）302万円、款6. 農林水産業費、項1. 農業費、担い手確保・経営強化支援事業補助金190万9千円、防災重点

農業用ため池ハザードマップ周知看板設置事業 713 万 4 千円、県営ため池等整備事業負担金 384 万円、地籍調査事業 3,191 万 4 千円、款 7. 商工費、項 1. 商工費、新品種桜名称募集事業 25 万 5 千円、款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費、新庁舎案内標識設置事業 900 万 5 千円、項 4. 港湾費、高見港浦地区船揚場整備事業 6,542 万 9 千円、項 6. 都市計画費、道福寺公園整備事業 4,780 万円、都市構造再編集中支援事業 1 億 4,996 万 4 千円、款 9. 消防費、項 1. 消防費、防災行政無線役場子局移設事業 550 万円について、それぞれ翌年度へ繰越を行うものでございます。

第 3 条は、債務負担行為の変更で、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

8 ページをお開き下さい。「第 3 表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センターモニタリング業務の上限額を 696 万 4 千円に変更するものでございます。

第 4 条は、地方債の補正です。

9 ページをお開き下さい。「第 4 表 地方債の補正」に記載してありますように、墓地整備事業を 160 万円に、道路整備事業を 1 億 9,870 万円に、河川整備事業を 6,100 万円に、港湾整備事業を 4,230 万円に、公営住宅建設事業を 4,300 万円に、公園整備事業を 3,790 万円に、都市計画事業を 3 億 1,400 万円に、消防施設整備事業を 1 億 6,320 万円に、教育施設整備事業を 820 万円に、社会教育施設整備事業を 250 万円に、保健体育施設整備事業を 3,850 万円に、農業施設整備事業を 5,410 万円に、林業施設整備事業を 240 万円に、総務事業を 4,190 万円に、庁舎整備事業を 22 億 9,330 万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正は、総務費、農林水産業費、公債費、減額補正の主なものは、民生費、土木費、教育費などとなっております。

歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、繰越金、地方特例交付金など、減額補正の主なものは、寄附金、繰入金、町債などとなっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

50 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 175 万 9 千円の減額補正により 1 億 1,173 万 7 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の減額でございます。

52 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 1,058 万 7 千円の増額補正により、43 億 2,351 万 3 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 1,498 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 一般管理費 1,198 万 6 千円、54 ページをお開き下さい。目 2. 文書広報費 100 万円、目 4. 会計管理費 12 万 9 千円をそれぞれ減額、目 5. 財産管理費 500 万円を増額、目 6. 企画費 2,413 万 5 千円、目 9. 地方振興費 359 万 1 千円、56 ページをお開き下さい。目 10. 交通安全対策費 84 万 4 千円、目 11. 町政モニター費 2 万 8 千円をそれぞれ減額、目 12. 行政施策費 1 億 1,118 万 5 千円を増額、目 14. 庁舎建設費 5,948 万 9 千円を減額するものでございます。

項 2. 徴税費は 142 万 4 千円の減額で、内訳としては、目 1. 税務総務費 98 万 2 千円、目 2. 賦課徴収費 44 万 2 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 3. 戸籍住民基本台帳費は 117 万 9 千円、目 1. 戸籍住民基本台帳費の増額でございます。58 ページをお開き下さい。項 4. 選挙費は 389 万 1 千円、目 3. 選挙費の減額でございます。項 6. 監査委員費は 26 万円、目 1. 監査委員費の減額でございます。60 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 5,289 万 4 千円の減額補正により、38 億 4,938 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 3,809 万 8 千円の減額で、内訳としては、目 1. 社会福祉総務費 1,693 万 2 千円、目 2. 国民年金費 42 万 2 千円、62 ページをお開き下さい。目 3. 老人福祉費 882 万 8 千円、目 6. 社会福祉施設事業費 59 万 9 千円、目 7. 障害者福祉費 1,131 万 7 千円をそれぞれ減額するものでございます。64 ページをお開き下さい。項 2. 児童福祉費は 1,479 万 6 千円の減額で、内訳としては、目 1. 児童福祉費 569 万 7 千円、目 2. 児童保育費 559 万 9 千円、66 ページをお開き下さい。目 3. 母子福祉費 10 万円、目 5. 乳幼児福祉費 340 万円をそれぞれ減額するものでございます。68 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 851 万 2 千円の減額補正により、8 億 9,822 万 8 千円に改めるものでございます。項 1. 保健衛生費は 450 万 8 千円の減額で、内訳としては、目 1. 保健衛生総務費 369 万 5 千円の減額、目 2. 予防費 267 万 4 千円の増額、目 3. 環境衛生費 105 万 2 千円、70 ページをお開き下さい。目 4. 火葬場費 3 万 2 千円、目 5. 環境保全費 240 万 3 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 清掃費は 400 万 4 千円の減額で、内訳としては、目 1. 清掃総務費 303 万 9 千円、目 2. し尿処理費 39 万円、目 3. じん芥処理費 57 万 5 千円をそれぞれ減額するものでございます。74 ページをお開き下さい。款 5. 労働費は 2 万 2 千円の減額補正により、494 万 1 千円に改めるもので、項 1. 労働諸費、目 1. 労働諸費の減額でございます。76 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 3,381 万円の増額補正により、3 億 6,910 万 8 千円に改めるもので、項 1. 農業費の増額でございます。内訳としては、目 1. 農業委員会費 131 万 9 千円、目 2. 農業総務費 207 万 9 千円をそれぞれ減額、目 3. 農業振興費 145 万 4 千円、目 4. 農地費 384 万円、78 ページをお開き下さい。目 5. 地籍調査費 3,191 万 4 千円をそれぞれ増額するものでございます。80 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 1,521 万 1 千円の減額補正により 2 億 4,304 万 8 千円に改めるもので、項 1. 商工費の減額でございます。内訳としては、目 1. 商工総務費 68 万 4 千円、目 2. 商工振興費 320 万 2 千円、目 3. 観光費 1,132 万 5 千円をそれぞれ減額するものでございます。82 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 5,165 万 1 千円の減額補正により 20 億 4,182 万 3 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は 1,171 万 7 千円、目 1. 土木総務費の減額でございます。項 2. 道路橋梁費は 1,980 万円、目 3. 道路新設改良舗装費の減額でございます。項 3. 河川費は 300 万円、目 1. 河川総務費の減額でございます。項 4. 港湾費は 493 万 8 千円の減額で、内訳としては、目 1. 港湾管理費 1 万 1 千円、目 2. 港湾建設費 492 万 7 千円をそれぞれ減額するものでございます。84 ページをお開き下さい。項 5. 住宅費は 80 万円、

目 1. 住宅管理費の減額でございます。項 6. 都市計画費は 1,139 万 6 千円の減額で、内訳としては、目 1. 都市計画管理費 848 万 8 千円、目 3. 緑化推進費 35 万 5 千円をそれぞれ減額、目 4. 公園事業費 54 万 5 千円を増額、86 ページをお開き下さい。目 6. 都市構造再編集中支援事業費 309 万 8 千円を減額するものでございます。88 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 3,423 万 9 千円の減額補正により 5 億 899 万 8 千円に改めるもので、項 1. 消防費の減額でございます。内訳としては、目 1. 常備消防費 1,086 万 3 千円、90 ページをお開き下さい。目 2. 非常備消防費 539 万 1 千円、目 3. 消防施設費 1,552 万 7 千円、92 ページをお開き下さい。目 4. 防災費 243 万円、目 5. 水難救済会費 2 万 8 千円をそれぞれ減額するものでございます。94 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 3,438 万 8 千円の減額補正により 11 億 169 万円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は 546 万 3 千円の減額で、内訳としては、目 1. 教育委員会費 22 万 6 千円、目 2. 事務局費 523 万 7 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 小学校費は 32 万 5 千円の減額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 18 万 5 千円を増額、目 3. 学校建設費 51 万円を減額するものでございます。項 3. 中学校費は 67 万 7 千円の減額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 33 万 1 千円、目 2. 教育振興費 30 万円、96 ページをお開き下さい。目 3. 学校建設費 4 万 6 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 4. 幼稚園費は 598 万 1 千円、目 1. 幼稚園費の減額でございます。項 5. 社会教育費は 580 万 5 千円の減額で、内訳としては、目 1. 社会教育総務費 557 万 3 千円、目 2. 公民館費 13 万 2 千円、98 ページをお開き下さい。目 3. 図書館費 7 万 4 千円、目 4. 少年育成センター費 2 万 6 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 6. 保健体育費は 1,613 万 7 千円の減額で、内訳としては、目 1. 保健体育総務費 145 万 2 千円、目 2. 学校給食費 96 万 5 千円、目 3. 体育施設費 1,372 万円をそれぞれ減額するものでございます。100 ページをお開き下さい。款 12. 公債費は 47 万 9 千円の増額補正により 10 億 1,552 万 9 千円に改めるもので、項 1. 公債費の増額でございます。内訳としては、目 1. 長期債償還元金 29 万 3 千円、目 2. 利子 18 万 6 千円をそれぞれ増額するものでございます。続いて、歳入についてご説明申し上げます。16 ページにお戻り下さい。款 1. 町税は 1,000 万円の減額補正により 29 億 3,677 万円に改めるもので、項 2. 固定資産税、目 1. 固定資産税の減額でございます。18 ページをお開き下さい。款 2. 地方譲与税は 50 万円の減額補正により 5,740 万 3 千円に改めるもので、項 4. 特別とん譲与税、目 1. 特別とん譲与税の減額でございます。20 ページをお開き下さい。款 3. 環境性能割交付金は 100 万円の減額補正により 400 万円に改めるもので、項 1. 環境性能割交付金、目 1. 環境性能割交付金の減額でございます。22 ページをお開き下さい。款 4. 地方交付税は 1 億 6,309 万 5 千円の増額補正により 22 億 837 万 2 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。24 ページをお開き下さい。款 6. 分担金及び負担金は 526 万 1 千円の減額補正により 4,915 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 分担金は 53 万 9 千円、目 1. 農林水産業費分担金の増額でございます。項

2. 負担金は 580 万円、目 2. 民生費負担金の減額でございます。26 ページをお開き下さい。款 7. 使用料及び手数料は 1 万 8 千円の増額補正により 1 億 4,323 万 9 千円に改めるもので、項 2. 手数料の増額でございます。内訳としては、目 3. 消防費手数料 15 万円を増額、目 5. 土木費手数料 13 万 2 千円を減額するものでございます。28 ページをお開き下さい。款 8. 国庫支出金は 716 万 8 千円の減額補正により 24 億 5,148 万 8 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 1,268 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 民生費国庫負担金 1,834 万 7 千円を減額、目 2. 衛生費国庫負担金 1,507 万 3 千円を増額、目 3. 農林水産業費国庫負担金 1,595 万 7 千円を増額するものでございます。項 2. 国庫補助金は 1,985 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 総務費国庫補助金 973 万 6 千円、目 3. 民生費国庫補助金 78 万 7 千円、目 4. 土木費国庫補助金 970 万 8 千円をそれぞれ減額し、目 6. 教育費国庫補助金 24 万 1 千円、目 7. 衛生費国庫補助金 13 万 9 千円をそれぞれ増額するものでございます。30 ページをお開き下さい。款 9. 県支出金は 1,269 万 3 千円の減額補正により 7 億 159 万 9 千円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は 51 万円の減額で、内訳としては、目 1. 民生費県負担金 831 万 3 千円、目 2. 衛生費県負担金 17 万 5 千円をそれぞれ減額、目 3. 農林水産業費県負担金 797 万 8 千円を増額するものでございます。項 2. 県補助金は 829 万 2 千円の減額で、内訳としては、目 1. 総務費県補助金 59 万 4 千円、目 2. 民生費県補助金 365 万円、目 3. 衛生費県補助金 90 万 6 千円をそれぞれ減額、目 4. 農林水産業費県補助金 256 万 4 千円を増額、目 6. 土木費県補助金 495 万 9 千円、目 7. 消防費県補助金 36 万 1 千円、目 8. 教育費県補助金 38 万 6 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 3. 県委託金は 389 万 1 千円、目 1. 総務費県委託金の減額でございます。32 ページをお開き下さい。款 11. 寄附金は 5,895 万円の減額補正により 3 億 4,135 万 9 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の減額でございます。34 ページをお開き下さい。款 12. 繰入金金は 4 億 543 万 7 千円の減額補正により 7 億 850 万円に改めるもので、項 2. 基金繰入金金の減額でございます。内訳としては、目 2. 財政調整基金繰入金 4 億 370 万 9 千円、目 8. 奨学基金繰入金 172 万 8 千円をそれぞれ減額するものでございます。36 ページをお開き下さい。款 13. 繰越金は 2 億 2,190 万 6 千円の増額補正により 2 億 2,190 万 7 千円に改めるもので、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の増額でございます。38 ページをお開き下さい。款 14. 諸収入は 552 万 8 千円の減額補正により 3 億 1,393 万 9 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の減額でございます。40 ページをお開き下さい。款 15. 町債は 6,620 万円の減額補正により 37 億 3,118 万 5 千円に改めるもので、項 1. 町債の減額でございます。内訳としては、目 2. 衛生債 30 万円、目 3. 土木債 2,920 万円、目 4. 消防債 1,070 万円、目 5. 教育債 1,290 万円をそれぞれ減額、目 6. 農林水産業債 460 万円を増額、目 8. 総務債 1,770 万円を減額するものでございます。42 ページをお開き下さい。款 16. 利子割交付金は 100 万円の減額補正により 300 万円に改めるもので、項 1. 利子割交付金、目 1. 利子割交付金の減額でございます。44 ページをお開き下さい。款

17. 地方消費税交付金は 1,000 万円の増額補正により 4 億 9,000 万円に改めるもので、項 1. 地方消費税交付金、目 1. 地方消費税交付金の増額でございます。46 ページをお開き下さい。款 18. 地方特例交付金は 1,891 万 8 千円の増額補正により 4,023 万 7 千円に改めるもので、項 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目 1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額でございます。48 ページをお開き下さい。款 21. 法人事業税交付金は 600 万円の増額補正により 4,000 万円に改めるもので、項 1. 法人事業税交付金、目 1. 法人事業税交付金の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 146 億 5,180 万円から 1 億 5,380 万円を減額し、144 億 9,800 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 10. 議案第 8 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）及び議案第 9 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 8 号及び議案第 9 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 8 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についてでございます。

国 1 ページをお願いします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 28 億 5,340 万円に歳入歳出それぞれ 1 億 2,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 8,040 万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国 12 ページをお願いします。款 1. 総務費は 135 万 4 千円減額し、4,813 万 1 千円とするものでございます。人件費の増額、通信運搬費の減額等により項 1. 総務管理費を 135 万 4 千円減額するものです。款 2. 保険給付費は 3,820 万円増額し、20 億 9,380 万 9 千円とするものでございます。項 1. 一般被保険者療養諸費は一般被保険者の療養諸費の増加により 3,000 万円増額するものです。項 2. 退職被保険者療養諸費は退職被保険者の療養諸費の減少により 130 万円減額するものです。項 4. 一般被保険者高額療養費は一般被保険者の高額療養費の増加により 1,000 万円増額するものです。項 5. 退職被保険者高額療養費は退職被保険者の高額療養費の減少により 50 万円減額するものです。款 3. 国民健康保険事業費納付金は 5,190 万円減額し、6 億 4,310 万円とするものでござ

います。納付金額に係る不用額の減額により項 1. 医療給付費分を 4,950 万円減額、国 14 ページをお願いします。項 2. 後期高齢者支援金等分を 40 万円減額、項 3. 介護納付金分を 200 万円減額するものです。款 6. 保健事業費は 67 万円減額し、3,070 万 9 千円とするものでございます。項 2. 保健事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により健康フェスタが中止となったことで不用となった費用について 67 万円減額するものです。款 7. 基金積立金は、被保険者数の減少による税收不足に備えるため 1 億 4,387 万 9 千円増額し、1 億 4,388 万円とするものでございます。款 9. 諸支出金は 115 万 5 千円減額し、2,075 万 7 千円とするものでございます。交付金の精算による償還金の増額や直診会計への繰出金の減額によるものです。

次に、歳入についてご説明致します。

国 10 ページをお願いします。款 2. 国庫支出金は 180 万円増額し、180 万 1 千円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分の補助金として 180 万円増額するものです。款 4. 県支出金は 3,820 万円増額し、21 億 4,677 万 8 千円とするものでございます。項 1. 県負担金は歳出の保険給付費の増額にあわせて、県が負担する保険給付費等交付金（普通交付金）を 3,820 万円増額するものです。款 6. 繰入金金は 235 万 4 千円減額し、2 億 3,104 万 5 千円とするものでございます。項 1. 他会計繰入金金は新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に係る地方負担分が、国庫支出金の補助対象となったことによる減額や歳出の直診会計繰出金の減額等により 235 万 4 千円減額するものです。款 7. 繰越金は 8,935 万 4 千円増額し、1 億 8,580 万 6 千円とするものでございます。前年度繰越金のうち、予算化していなかったものを予算化するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 1 億 2,700 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 8,040 万円とするものでございます。

次に、議案第 9 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）についてでございます。

直 1 ページをお願いします。今回、既定の歳入歳出予算 2,940 万円について、総額変更はございませんが、内訳変更がございますのでご説明申し上げます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直 12 ページをお願いします。款 1. 総務費、項 1. 施設管理費は、医師への業務委託料の増額や人件費の減額等により 34 万 9 千円増額し、2,348 万 8 千円とするものでございます。款 2. 医業費、項 1. 医療諸費は、医薬材料費を 34 万 9 千円減額し、581 万 1 千円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。

直 10 ページをお願いします。款 1. 診療収入は 110 万 8 千円減額し、974 万円とするものでございます。これまでの診療状況により、項 1. 外来収入を 110 万 8 千円減額するものです。款 3. 繰入金金は 220 万円減額し、1,600 万円とするものでございます。項

1. 他会計繰入金を 220 万円減額するものです。款 4. 項 1. 繰越金は 330 万 8 千円増額し、360 万 9 千円とするものでございます。前年度繰越金のうち、予算化していなかったものを予算化するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 8 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）及び議案第 9 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第10号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 10 号、令和 3 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）について提案説明を申し上げます。

下 1 ページをご覧ください。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 12 億 1,370 万円に歳入歳出それぞれ 1,550 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 9,820 万円とするものでございます。今回の補正予算のうち、歳出は総務費及び下水道費の減額補正でございます。一方、歳入は繰入金及び町債の減額補正、国庫支出金の増額補正でございます。

次に第 2 条、繰越明許費につきましては、下 4 ページをお開き下さい。第 2 表、繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、款 2. 下水道費 7,513 万 9 千円を翌年度へ繰越すものでございます。

次に第 3 条、地方債の補正につきましては、下 5 ページをお開き下さい。第 3 表、地方債の補正につきましては、限度額を 3 億 4,840 万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下 14 ページをお開き下さい。歳出と致しましては款 1. 総務費を 128 万円減額補正し、2 億 3,037 万 6 千円に改めるもので、これは、項 1. 総務管理費の旅費等の減額、項 2. 業務管理費の主に光熱水費等、需用費の減額によるものでございます。款 2. 下水道費を 1,422 万円減額補正し、3 億 2,892 万 4 千円に改めるもので、これは項 1. 下水道費の主に建設工事関連委託料、工事費及び中讃流域下水道建設負担金等の減額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下 12 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金を 185 万円増額補正し、1 億 1,785 万円に改めるもので、これは項 1. 国庫補助金の増額によるものでございます。款 5. 繰入金

を 465 万円減額補正し、4 億 8,023 万 9 千円に改めるもので、これは項 1. 他会計繰入金の減額によるものでございます。款 8. 町債を 1,270 万円減額補正し、3 億 4,840 万円に改めるもので、これは項 1. 町債の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 12 億 1,370 万円に 1,550 万円を減額し、11 億 9,820 万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 10 号、令和 3 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 12. 議案第 11 号、令和 3 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）及び議案第 12 号、令和 3 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 11 号及び議案第 12 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 11 号、令和 3 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）についてでございます。

介 1 ページをお開き下さい。今回の補正は第 1 条において、既定の歳入歳出予算の総額 25 億 8,860 万円に歳入歳出それぞれ 1,200 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25 億 7,660 万円に改めようとするものでございます。

この度の補正のうち、歳出における減額補正の主なものは保険給付費でございます。一方、歳入における減額補正の主なものは、国・県からの負担金・交付金でございます。それでは、「歳入歳出補正予算 事項別明細書」により、「歳出」からご説明申し上げます。

介 14 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 236 万 1 千円の減額補正により 6,191 万 5 千円に改めようとするものでございます。項 1. 総務管理費は人件費・需用費・役務費を 119 万 9 千円減額するものです。項 3. 介護認定審査会費は人件費・旅費等を 51 万 3 千円減額するものです。項 4. 趣旨普及費は消耗品費を 60 万円減額するものです。項 6. 地域密着型サービス運営委員会費は報酬及び旅費を 4 万 9 千円減額するものです。款 2. 保険給付費は 1,000 万円減額補正により 23 億 519 万 5 千円に改めようとするものでございます。

介 24 ページをお開き下さい。項 7. 特定入所者介護サービス等費を法改正により 1,000 万円減額するものです。款 4. 保健福祉事業費は 120 万円増額補正により 520 万円に改めようとするものでございます。款 5. 地域支援事業費は 83 万 9 千円減額補正によ

り 1 億 3,950 万円に改めようとするものでございます。介 26 ページをお開き下さい。地域包括支援センター運営協議会を書面により開催したためと認知症対応型共同生活介護家賃助成の減額により項 2. 包括的支援事業・任意事業費を 83 万 9 千円減額するものです。

次に、歳入について、ご説明致します。

介 10 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金は 1,245 万 9 千円の減額補正により 5 億 6,078 万 2 千円に改めようとするものでございます。款 4. 支払基金交付金は 3,488 万 4 千円の減額補正により 6 億 1,667 万 3 千円に改めようとするものでございます。款 5. 県支出金は 1,546 万 6 千円の減額補正により 3 億 5,029 万 9 千円に改めようとするものでございます。款 8. 繰入金は 5,080 万 9 千円の増額補正により 4 億 8,480 万円に改めようとするものでございます。項 1. 一般会計繰入金は歳出の減額に伴い 34 万円減額するものです。項 2. 基金繰入金は国や県の支出金の減額に伴い 5,114 万 9 千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 1,200 万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25 億 7,660 万円に改めようとするものでございます。

次に、議案第 12 号、令和 3 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）についてでございます。

後 1 ページをお願いします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 8,240 万円に歳入歳出それぞれ 180 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,420 万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

後 12 ページをお願いします。款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金は 180 万円増額し、3 億 8,003 万 6 千円とするものでございます。香川県後期高齢者医療広域連合への保険料負担分を 180 万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

後 10 ページをお願いします。款 4. 諸収入は 8 千円減額し、82 万 7 千円とするものでございます。款 6. 項 1. 繰越金は 180 万 8 千円増額し、180 万 9 千円とするものでございます。前年度繰越金のうち、予算化していなかったものを予算化するものでございます。以上により、歳入歳出それぞれ 180 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,420 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 11 号、令和 3 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）及び議案第 12 号、令和 3 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）の提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。
ここで休憩して、昼食を摂りたいと思います。
再開を午後1時、よろしくお願い致します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時0分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第13. 議案第13号、令和4年度多度津町一般会計予算を議題と致します。
新年度予算につきましては、冊子もございますので、見やすい方をご覧ください。
それでは、タブレットの準備はよろしいでしょうか。
提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案13号、令和4年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

3ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,900万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

11ページをお開き下さい。「第2表 債務負担行為」に記載してありますように、多度津町土地開発公社の借入金等に対する債務保証、社会福祉法人事業利子補給金について、それぞれの期間の債務負担行為として定めるものでございます。

3ページにお戻り下さい。第3条は、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還方法を定めるものでございます。

12ページをお開き下さい。「第3表 地方債」に令和4年度に起こす地方債を記載しております。

再度、3ページにお戻り下さい。第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額を20億円と定めるものでございます。また、第5条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、「一般会計予算書」並びに同予算書末尾にあります「一般会計予算資料」により説明を申し上げます。

363ページをお開き下さい。令和4年度の予算総額は100億2,900万円、前年度当初予算総額、130億9,100万円に比べ、30億6,200万円の減額、率では23.4%の減となりました。

続いて364・365ページをお開き下さい。まず、歳入の科目別構成比について大きいものから順に説明を申し上げます。1位は、款1.町税で29億1,047万5千円、構成比は29.0%、前年度に比べ、1.2%の減、2位は、款10.地方交付税で20億2,000万円、構成比は20.2%、前年度に比べ、15.4%の増、3位は、款14.国庫支出金で13億3,616万5千円、構成比は13.3%、前年度に比べ、5.9%の減、4位は、款21.町債で7億6,220万円、構成比は7.6%、前年度に比べ、79.0%の減、5位は、款15.県支出金で7億2,563万2千円、構成比は7.2%、前年度に比べ、0.6%の減でございます。以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

それでは、20ページにお戻り下さい。歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。款1.町税は前年度より3,629万5千円の減額、29億1,047万5千円の計上でございます。項1.町民税は11億5,602万円、22ページをお開き下さい。項2.固定資産税は14億4,945万5千円、項3.軽自動車税は8,180万円、項4.たばこ税は1億5,900万円、項8.都市計画税は6,420万円でございます。

26ページをお開き下さい。款2.地方譲与税は前年度より16万円の増額、5,806万3千円の計上でございます。項1.地方揮発油譲与税は1,300万円、項2.自動車重量譲与税は4,200万円、項4.特別とん譲与税は60万円、項5.森林環境譲与税は246万3千円でございます。

28ページをお開き下さい。款3.利子割交付金は前年度より100万円の減額、300万円の計上でございます。

30ページをお開き下さい。款4.配当割交付金は前年度より500万円の増額、1,500万円の計上でございます。

32ページをお開き下さい。款5.株式等譲渡所得割交付金は前年度より300万円の増額、1200万円の計上でございます。

34ページをお開き下さい。款6.法人事業税交付金は前年度より1,000万円の増額、4,400万円の計上でございます。

36ページをお開き下さい。款7.地方消費税交付金は前年度より5,000万円の増額、5億3,000万円の計上でございます。

38ページをお開き下さい。款8.環境性能割交付金は前年度より200万円の増額、700万円の計上でございます。

40ページをお開き下さい。款9.地方特例交付金は前年度より100万円の減額、1,700万円の計上でございます。

42ページをお開き下さい。款10.地方交付税は前年度より2億7,000万円の増額、20億2,000万円の計上でございます。

44ページをお開き下さい。款11.交通安全対策特別交付金は前年度と同額、300万円の計上でございます。

46ページをお開き下さい。款12.分担金及び負担金は前年度より285万4千円の減額、

4,960万1千円の計上でございます。項1. 分担金は128万円、項2. 負担金は4,832万1千円でございます。

48ページをお開き下さい。款13. 使用料及び手数料は前年度より640万6千円の減額、1億3,781万5千円の計上でございます。項1. 使用料は6,763万8千円、項2. 手数料は7,017万7千円でございます。

52ページをお開き下さい。款14. 国庫支出金は前年度より8,327万3千円の減額、13億3,616万5千円の計上でございます。項1. 国庫負担金は8億2,558万7千円、項2. 国庫補助金は5億551万5千円、54ページをお開き下さい。項3. 国庫委託金は前年度より1千円の減額、506万3千円の計上でございます。

56ページをお開き下さい。款15. 県支出金は前年度より413万4千円の減額、7億2,563万2千円の計上でございます。項1. 県負担金は4億4,887万3千円、項2. 県補助金は1億9,718万8千円、60ページをお開き下さい。項3. 県委託金は7,957万1千円でございます。

62ページをお開き下さい。款16. 財産収入は前年度より2,327万4千円の減額、1,057万4千円の計上でございます。項1. 財産運用収入は1,057万2千円、項2. 財産売払収入は存目のみでございます。

64ページをお開き下さい。款17. 寄附金は前年度と同額、3億5,000万1千円の計上でございます。

66ページをお開き下さい。款18. 繰入金は前年度より4億5,764万7千円の減額、6億5,294万2千円の計上でございます。項1. 繰入金は存目のみ、項2. 基金繰入金は6億5,294万円でございます。

68ページをお開き下さい。款19. 繰越金は前年度より4,999万9千円の増額、5,000万円の計上でございます。

70ページをお開き下さい。款20. 諸収入は前年度より3,312万4千円の増額、3億3,453万2千円の計上でございます。項1. 延滞金加算金及び過料は500万円、項2. 預金利子は1万5千円、項3. 貸付金元利収入は3,500万円、項4. 雑入は2億9,451万7千円でございます。

74ページをお開き下さい。款21. 町債は前年度より28億6,940万円の減額、7億6,220万円の計上でございます。

以上が、令和4年度歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

370ページをお開き下さい。性質別分類により、説明を申し上げます。義務的経費の合計は45億1,450万1千円、前年度に比べ、3,260万5千円の増、そのうち人件費は18億1,559万7千円、前年度に比べ、3,620万4千円の増、扶助費は16億5,186万9千円、前年度に比べ、3,558万4千円の減、公債費は10億4,703万5千円、前年度に比べ、3,198万5千円の増でございます。

次に、投資的経費は10億3,617万5千円、前年度に比べ、33億7,616万7千円の減でございます。その他経費の合計は44億7,832万4千円、前年度に比べ、2億8,156万2千円の増、

そのうち物件費は15億7,958万2千円、前年度に比べ、1億3,079万3千円の減、補助費等は15億6,087万3千円、前年度に比べ、1億5,643万円の増、繰出金は11億7,540万3千円、前年度に比べ、2億4,110万円の増でございます。

以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、76ページにお戻り下さい。歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。款1. 議会費は前年度より61万円の減額、1億1,288万6千円の計上でございます。

80ページをお開き下さい。款2. 総務費は前年度より27億6,521万6千円の減額、15億9,209万3千円の計上でございます。項1. 総務管理費は12億7,278万8千円、96ページをお開き下さい。項2. 徴税費は1億6,500万8千円、100ページをお開き下さい。項3. 戸籍住民基本台帳費は6,774万8千円、102ページをお開き下さい。項4. 選挙費は7,069万6千円、104ページをお開き下さい。項5. 統計調査費は750万8千円、項6. 監査委員費は834万5千円でございます。

106ページをお開き下さい。款3. 民生費は前年度より1億5,527万5千円の増額、31億9,800万3千円の計上でございます。項1. 社会福祉費は17億7,339万4千円、118ページをお開き下さい。項2. 児童福祉費は14億2,410万9千円、122ページをお開き下さい。項3. 災害救助費は50万円でございます。

124ページをお開き下さい。款4. 衛生費は前年度より1,961万7千円の減額、8億143万9千円の計上でございます。項1. 保健衛生費は3億3,882万9千円、132ページをお開き下さい。項2. 清掃費は4億961万円、136ページをお開き下さい。項3. 上水道費は5,300万円でございます。

138ページをお開き下さい。款5. 労働費は前年度より24万2千円の減額、477万1千円の計上でございます。

140ページをお開き下さい。款6. 農林水産業費は前年度より6,267万7千円の減額、2億5,573万5千円の計上でございます。項1. 農業費は2億3,836万4千円、148ページをお開き下さい。項2. 林業費は20万3千円、項3. 水産業費は1,716万8千円でございます。

152ページをお開き下さい。款7. 商工費は前年度より434万9千円の増額、1億3,742万8千円の計上でございます。

156ページをお開き下さい。款8. 土木費は前年度より2億2,348万5千円の減額、14億5,085万2千円の計上でございます。項1. 土木管理費は5億2,329万5千円、項2. 道路橋梁費は1億8,272万5千円、158ページをお開き下さい。項3. 河川費は7,809万1千円、160ページをお開き下さい。項4. 港湾費は1億2,367万8千円、項5. 住宅費は7,688万8千円、162ページをお開き下さい。項6. 都市計画費は4億6,617万5千円でございます。

166ページをお開き下さい。款9. 消防費は前年度より1億8,881万2千円の減額、3億5,534万4千円の計上でございます。

174ページをお開き下さい。款10. 教育費は前年度より705万円の増額、10億4,341万1千

円の計上でございます。項1. 教育総務費は2億2,008万4千円、176ページをお開き下さい。項2. 小学校費は1億1,191万4千円、180ページをお開き下さい。項3. 中学校費は6,523万7千円、184ページをお開き下さい。項4. 幼稚園費は1億3,655万円、186ページをお開き下さい。項5. 社会教育費は1億5,631万5千円、192ページをお開き下さい。項6. 保健体育費は3億5,331万1千円でございます。

196ページをお開き下さい。款11. 災害復旧費は存目のみの計上でございます。

198ページをお開き下さい。款12. 公債費は前年度より3,198万5千円の増額、10億4,703万5千円の計上でございます。

200ページをお開き下さい。款14. 予備費は前年度と同額の3,000万円の計上でございます。

以上により、令和4年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,900万円とするものでございます。

なお、その後のページの資料と致しまして、給与費明細書、債務負担行為に係る調書等を掲載しておりますが、これらの内、地方債の見込みに関する調書についてご説明を申し上げます。

209ページをお開き下さい。地方債現在高の見込みに関する調書の最下段、一番下の合計欄でございます。前々年度末、すなわち令和2年度末の現在高は125億3,812万円、そして前年度末、令和3年度末の現在高見込額が152億4,217万円。それに当該年度中増減見込みの欄において、令和4年度中の起債見込額が10億4,960万円、元金の償還見込みが10億32万7千円で、これらを相殺しますと令和4年度末の現在高は152億9,144万3千円となる見込みでございます。

以上、議案第13号、令和4年度多度津町一般会計予算についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第14号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第15号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第14号及び議案第15号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第14号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。

予算書215ページをお願い致します。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

27億380万円とするものでございます。前年度に比べ2,070万円、0.76%の減額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

226ページをお願いします。款1. 国民健康保険税は、前年度より604万5千円減額の4億409万9千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 一般被保険者国民健康保険税は4億400万円、項2. 退職被保険者等国民健康保険税は9万9千円でございます。款2. 国庫支出金、項2. 国庫補助金及び款3. 項1. 療養給付費等交付金は、それぞれ存目1千円の計上でございます。款4. 県支出金は前年度より508万5千円増額の19億8,246万3千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 県負担金19億8,246万2千円、項3. 財政安定化基金支出金、存目1千円でございます。款5. 財産収入、項1. 財産運用収入は存目1千円の計上でございます。

228ページをお願いします。款6. 繰入金は前年度より1,974万円減額の3億941万円の計上でございます。項1. 他会計繰入金は2億2,733万8千円で、内訳としまして、目1. 一般会計繰入金1億5,220万円、目2. 職員給与費等繰入金4,433万8千円、目3. 出産育児一時金等繰入金280万円、目4. 財政安定化事業繰入金2,800万円でございます。項2. 基金繰入金は8,207万2千円の計上でございます。款7. 項1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。款8. 諸収入は前年度同額の782万3千円の計上で、内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料500万円、項2. 保険税督促手数料20万円、項3. 預金利子、存目1千円、項5. 雑入262万2千円でございます。款9. 町債、項2. 財政安定化基金貸付金は存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計27億380万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明致します。

230ページをお願いします。款1. 総務費は、前年度より692万8千円減額の4,576万8千円の計上でございます。項1. 総務管理費は3,277万円で内訳としまして、目1. 一般管理費2,921万円、目2. 国民健康保険団体連合会負担金356万円でございます。項2. 徴税費1,218万8千円、232ページをお願いします。項3. 運営協議会費61万円、項4. 趣旨普及費20万円でございます。款2. 保険給付費は前年度より840万円増額の19億3,190万8千円の計上でございます。項1. 一般被保険者療養諸費は16億6,900万2千円で内訳としまして、目1. 一般被保険者療養給付費16億5,400万円、目3. 一般被保険者療養費1,500万円、目4. 一般被保険者移送費及び目6. 一般被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円、項2. 退職被保険者療養諸費は70万2千円で内訳としまして、目1. 退職被保険者療養給付費50万円、目4. 退職被保険者療養費20万円、234ページをお願いします。目5. 退職

被保険者移送費及び目8.退職被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円でございます。項3.審査支払手数料は600万円、項4.一般被保険者高額療養費は2億5,050万円、項5.退職被保険者等高額療養費は20万1千円、項6.出産育児諸費は420万3千円、項7.葬祭諸費は80万円、項10.傷病手当金は50万円でございます。

236ページをお願いします。款3.国民健康保険事業費納付金は、前年度より1,930万円減額の6億7,570万円の計上でございます。内訳としまして、項1.医療給付費分4億9,250万円、項2.後期高齢者支援金等分1億3,620万円、項3.介護納付金分4,700万円でございます。款4.項1.共同事業拠出金は前年度同額の1万円の計上でございます。款5.項1.財政安定化基金拠出金は存目1千円の計上でございます。款6.保健事業費は前年度より137万円減額の3,000万9千円の計上でございます。内訳としまして、項1.特定健康診査等事業費2,327万2千円、238ページをお願いします。項2.保健事業費673万7千円の計上でございます。款7.項1.基金積立金及び款8.項1.公債費は、それぞれ存目1千円の計上でございます。

240ページをお願いします。款9.諸支出金は前年度より160万円減額の2,030万2千円の計上でございます。項1.償還金及び還付加算金は310万1千円で内訳としまして、目1.一般被保険者保険税還付金300万円、目2.退職被保険者保険税還付金10万円、目3.償還金、存目1千円でございます。項2.繰出金は1,720万1千円で内訳としまして、目1.直営診療所会計繰出金1,720万円、目2.一般会計繰出金、存目1千円でございます。款11.予備費は10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計27億380万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億380万円とするものでございます。

次に、議案第15号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてでございます。

予算書249ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,810万円とするものでございます。前年度に比べ100万円、3.4%の減額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

258ページをお願いします。款1.診療収入、項1.外来収入は前年度同額の1,084万8千円の計上でございます。内訳としまして、目1.国民健康保険診療収入120万円、目2.社会保険診療収入40万円、目4.一部負担金120万円、目5.その他の収入85万円、目6.後期高齢者医療診療報酬収入719万8千円でございます。款2.使用料及び手数料、項1.手数料は前年度同額の5万円の計上でございます。款3.繰入金、項1.他会計繰入金は前年度より100万円減額の1,720万円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。款4.項1.繰越金、及び款5.諸収入、項1.預金利子はそれぞれ存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を2,810万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。260ページをお願いします。款1. 総務費、項1. 施設管理費は前年度より1万円増額の2,284万9千円の計上でございます。款2. 医業費、項1. 医療諸費は前年度より101万円減額の515万円の計上でございます。

262ページをお願いします。内訳としまして、目1. 医療用機械器具費65万円、目2. 医薬材料費450万円でございます。款3. 項1. 公債費は存目1千円の計上でございます。款4. 項1. 予備費は前年度同額の10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計2,810万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,810万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第14号及び議案第15号の両議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15. 議案第16号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第16号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書の271ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,210万円にしようとするものでございます。これは前年度比12.9%、1億5,130万円の減額でございます。

次に、第2条は、債務負担行為で地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

274ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為に記載してありますように、新町排水ポンプ場水処理設備工事費の期間において債務負担行為を行うものでございます。

第3条の地方債につきましても、275ページをお開き下さい。第3表、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましても2億8,260万円を予定しております。

271ページにお戻り下さい。第4条の一時借入金につきましても、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の最高額を定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましても、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

282 ページをお開き下さい。まず、歳入予算でございます。款 1. 分担金及び負担金につきましては 28 万円を計上しております。款 2. 使用料及び手数料につきましては 2 億 3,800 万 2 千円を計上致しております。款 3. 国庫支出金につきましては 4,350 万円を、款 4. 県支出金につきましては 210 万 1 千円を計上しております。款 5. 繰入金につきましては、前年度 2 億 7,228 万 9 千円より 1 億 8,332 万円増額の 4 億 5,560 万 9 千円を計上しております。款 6. 繰越金につきましては存目のみ 1 千円を計上しております。款 7. 諸収入につきましては 7 千円を計上しております。款 8. 町債につきましては前年度 5 億 4,830 万円より 2 億 6,570 万円減額の 2 億 8,260 万円を計上しております。

これによりまして、歳入予算の合計を 10 億 2,210 万円とするものでございます。

次に歳出予算でございます。

284 ページをお開き下さい。款 1. 総務費につきましては前年度 2 億 2,174 万 6 千円より 460 万 2 千円増額の 2 億 2,634 万 8 千円を計上しております。その内訳としましては、項 1. 総務管理費は 39 万 3 千円を計上するもので、主に日本下水道協会負担金などの管理的経費でございます。項 2. 業務管理費は 2 億 2,595 万 5 千円を計上するもので、主にポンプ場設備保守委託料及び中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費でございます。

286 ページをお開き下さい。款 2. 下水道費につきましては前年度 3 億 1,194 万 5 千円より 1 億 4,122 万 3 千円減額の 1 億 7,072 万 2 千円を計上しております。これは主に下水道整備事業費でございます。款 3. 公債費につきましては前年度 6 億 3,970 万 9 千円より 1,467 万 9 千円減額の 6 億 2,503 万円を計上しております。その内訳と致しましては、長期債償還元金で 5 億 8,078 万円、利子で 4,425 万円をそれぞれ計上しております。

以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ 10 億 2,210 万円とするものでございます。

なお、291 ページから 294 ページに給与費明細書、295 ページに地方債現在高の見込みに関する調書、296 ページから 297 ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支払額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書をお示ししております。

誠に簡単な説明ではございますが、議案第 16 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道予算についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 16. 議案第 17 号、令和 4 年度多度津町特別会計介護保険事業予算、議案第 18 号、令和 4 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第17号及び議案第18号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第17号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてでございます。

予算書301ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,600万円とするものでございます。前年度に比べ3,800万円、1.5%の減額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明申し上げます。

312ページをお願いします。款1. 項1. 介護保険料は前年度より2,015万5千円増額の5億2,054万1千円の計上でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は前年度と同額の4万1千円の計上でございます。

款3. 国庫支出金は、前年度より660万7千円減額の5億6,612万5千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 国庫負担金4億380万4千円、項2. 国庫補助金1億6,232万1千円で内訳としまして、目1. 調整交付金1億1,445万5千円、目2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2,261万7千円、目3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,869万2千円、目4. その他補助金、存目1千円、目6. 保険者機能強化推進交付金366万5千円、目7. 介護保険保険者努力支援交付金289万1千円でございます。

款4. 項1. 支払基金交付金は前年度より1,101万6千円減額の6億4,050万2千円の計上でございます。内訳としまして、目1. 介護給付費交付金6億1,607万5千円、目2. 地域支援事業支援交付金2,442万7千円でございます。款5. 県支出金は前年度より632万円減額の3億5,842万6千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 県費負担金3億3,777万1千円、314ページをお願いします。項2. 県費補助金2,065万5千円で内訳としまして、目1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,130万9千円、目2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）934万6千円でございます。款6. 財産収入、項1. 財産運用収入は前年度同額の3万1千円の計上で内訳としまして、目1. 財産貸付収入、存目1千円、目2. 利子及び配当金3万円でございます。款7. 項1. 寄附金は前年度同額の存目1千円の計上でございます。款8. 繰入金は前年度より3,412万7千円減額の3億9,790万1千円の計上でございます。項1. 一般会計繰入金3億9,575万8千円で内訳としまして、目1. 介護給付費繰入金2億8,522万4千円、目2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,131万1千円、目3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）934万9千円、目4. その他一般会計繰入金5,907万5千円、目5. 低所得者保険料軽

減繰入金3,079万9千円でございます。項2.基金繰入金は214万3千円でございます。款9.項1.繰越金は存目1千円の計上でございます。款10.諸収入は前年度より8万5千円減額の243万1千円の計上でございます。内訳としまして、項1.延滞金、加算金及び過料3千円、316ページをお願いします。項2.預金利子、存目1千円、項3.雑入242万7千円でございます。

以上により、歳入合計を24億8,600万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。318ページをお願いします。款1.総務費は前年度より348万4千円減額の5,908万4千円の計上でございます。内訳としまして、項1.総務管理費3,136万3千円、項2.徴収費628万8千円、項3.介護認定審査会費2,079万4千円、内訳としまして、目1.介護認定審査会費651万6千円、目2.認定調査費1,427万8千円、320ページをお願いします。項4.趣旨普及費63万9千円でございます。款2.保険給付費は前年度より3,343万1千円減額の22億8,176万4千円の計上でございます。項1.介護サービス等諸費20億9,920万4千円、内訳としまして、目1.居宅介護サービス給付費7億4,520万円、目2.特例居宅介護サービス給付費、存目1千円、目3.地域密着型介護サービス給付費3億8,000万円、322ページをお願いします。目4.特例地域密着型介護サービス給付費、存目1千円、目5.施設介護サービス給付費8億9,000万円、目6.特例施設介護サービス給付費、存目1千円、目7.居宅介護福祉用具購入費190万円、目8.居宅介護住宅改修費420万円、324ページをお願いします。目9.居宅介護サービス計画給付費7,790万円、目10.特例居宅介護サービス計画給付費、存目1千円でございます。項2.介護予防サービス等諸費7,010万3千円で内訳としまして、目1.介護予防サービス給付費4,920万円、目2.特例介護予防サービス給付費、存目1千円、目3.地域密着型介護予防サービス給付費550万円、326ページをお願いします。目4.特例地域密着型介護予防サービス給付費、存目1千円、目5.介護予防福祉用具購入費90万円、目6.介護予防住宅改修費360万円、目7.介護予防サービス計画給付費1,090万円、目8.特例介護予防サービス計画給付費、存目1千円でございます。項3.その他諸費240万円、328ページをお願いします。項4.高額介護サービス等費5,480万円、項5.高額医療合算介護サービス等費720万円、330ページをお願いします。項6.市町村特別給付費、存目1千円、項7.特定入所者介護サービス等費4,805万6千円でございます。款3.332ページをお願いします。項1.財政安定化基金拠出金は前年度同額の存目1千円の計上でございます。款4.項1.保健福祉事業費は前年度より40万円増額の440万円の計上でございます。款5.地域支援事業費は前年度より118万円減額の1億3,901万7千円の計上でございます。内訳としまして、項1.介護予防・日常生活支援総合事業費9,006万7千円で内訳としまして、目3.介護予防・生活支援サービス事業費6,120万円、目5.介護予防ケアマネジメント事業費500万円、目6.一般介護予防事業費2,386万7千円でございます。334ページをお願いします。項2.包括的支援事業・任意事業費4,855万円、336ページをお願いします。項3.その他諸費40万円でございます。款6.項1.基金積立金は前年度同額の3万円の計上でございます。款7.項1.公債費は存目1千

円の計上でございます。款8. 諸支出金は前年度より30万3千円減額の120万3千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 償還金及び還付加算金120万2千円、項3. 繰出金は存目1千円でございます。338ページをお願いします。款9. 項1. 予備費は前年度同額の50万円の計上でございます。

以上により、歳出合計24億8,600万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,600万円とするものでございます。

次に、議案第18号、令和4年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について提案説明を申し上げます。

予算書347ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億440万円とするものでございます。前年度に比べ2,200万円、5.8%の増額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

356ページをお願いします。款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は前年度より1,431万円増額の3億697万円の計上でございます。内訳としまして、目1. 特別徴収保険料2億527万円、目2. 普通徴収保険料1億170万円でございます。款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は前年度同額の2万円の計上でございます。款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は前年度より781万4千円増額の9,669万8千円の計上でございます。内訳としまして、目1. 事務費繰入金1,827万6千円、目2. 保険基盤安定繰入金7,842万2千円でございます。款4. 諸収入は前年度より12万4千円減額の71万1千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料2千円、項2. 償還金及び還付加算金70万円、項3. 預金利子、存目1千円、項5. 雑入8千円でございます。款6. 項1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を4億440万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。

358ページをお願いします。款1. 総務費は前年度より20万1千円増額の356万9千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 総務管理費265万円、項2. 徴収費91万9千円でございます。款2. 項1. 後期高齢者医療広域連合納付金は前年度より2,181万9千円増額の4億5万5千円の計上でございます。款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金は前年度同額の70万円の計上でございます。款4. 項1. 予備費は前年度より2万円減額の7万6千円の計上でございます。

以上により、歳出合計4億440万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億440万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第17号及び議案第18号の両議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 17. 議案第 19 号、丸亀市との定住自立圏形成協定の変更についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。政策観光課長、河田 君。

政策観光課長（河田 数明）

議案第 19 号、丸亀市との定住自立圏形成協定の変更についての提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。本議案は、本町と丸亀市との間において平成 24 年 4 月 19 日に締結した定住自立圏の形成に関する協定を本年 4 月から実施されます第 3 次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンの中で、新たに推進する取り組み事業や連携する具体的事項の修正などを行っていることに伴い、別紙変更協定書のとおり、協定を一部変更することについて、多度津町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容につきましては、別紙定住自立圏の形成に関する変更協定書により、ご説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。別表第 1、生活機能の強化に係る政策分野におきましては、

4 ページをご覧ください。3 教育に施策として「高校等との連携」を追加し、取組内容を「香川県が実施する公立高校の全国募集への応募を促進するため、魅力向上策を推進する。」とし、丸亀市と本町、各々の役割を記載しております。次に 4 産業振興として、取組内容（1）に「③圏域の公立中学校の生徒が圏域内の企業について学ぶ機会を創出し、将来的な圏域での就職につなげる。」を追加し、各々の役割を記載しております。

5 ページをご覧ください。取組内容に「(3)水環境の保全と森林育成を図るため、圏域内や県内産木材の利用促進や普及啓発に取り組む。」「(5)ふるさと納税について、圏域内の地場産品等を活用した共通返礼品の考案や効果的な取扱いにより、歳入確保や産業振興等につなげる。」「(6)地域総合整備財団が無利子資金を貸し付ける『ふるさと融資』について、融資比率上乘せの優遇制度を周知啓発し、圏域での民間設備投資や雇用の促進につなげる。」を追加し、各々の役割を記載しております。

6 ページをご覧ください。5 環境に施策として「環境に配慮した社会づくり」を追加し、取組内容を「(1)脱炭素（ゼロカーボン）社会の推進に向け、圏域住民や事業者に対して、地球温暖化防止など環境意識の醸成を図るための普及促進策に取り組む。」及び「(2)食品ロスの削減に向け、圏域住民や事業者の理解を深め、実践につなげるための普及促進策に取り組む。」とし、各々の役割を記載しております。6 消防・防災として、取組内容（1）に「②消防特殊資機材等について、圏域での共同購入や運用を図る。」を追加し、「(2)激甚化、広域化する自然災害に備えるため、地域防災組織や圏域職員の連携に

よる防災知識・意識の向上を図る。」を追加し、各々の役割を記載しております。

7 ページをご覧ください。7 その他に施策として「少子化対策」を追加し、取組内容を「人口減少対策として、圏域で連携した少子化対策に取り組み、出生数の増加を図る。」とし、各々の役割を記載しております。

8 ページをご覧ください。別表第 2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野におきましては、2 地域情報政策に施策として「ICTの活用」を追加し、取組内容を「情報通信技術の活用促進により、圏域住民の利便性向上や事務の効率化を図るため、行政のデジタル化を推進する。」とし、各々の役割を記載しております。

9 ページをご覧ください。4 地域内外の住民との交流・移住促進として、取組内容に「(2) 圏域住民の健康増進や交流の促進を図るため、圏域全体で取り組めるスポーツや運動を推進する。」を追加し、各々の役割を記載しております。また、施策として「移住・交流の促進」を追加し、取組内容を「人口減少対策として、圏域で連携した移住・交流促進事業に取り組み、人口の社会増を図る。」とし、各々の役割を記載しております。

5 その他に施策として「協働の推進」及び「生涯学習の充実」を追加し、協働の推進に係る取組内容を「圏域全体で、まちづくりに関わる人材の発掘や育成、連携強化を図り、住民主体によるまちづくり活動の活性化を図る。」とし、また、生涯学習の充実に係る取組内容を「圏域における生涯学習に係る情報を共有し、相互利用可能な体制を構築することで、生涯学習の充実を図る。」とし、各々の役割を記載しております。

11 ページをご覧ください。別表第 3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野におきましては、3 その他に施策として「SDGsの推進」を追加し、取組内容を「国際目標であるSDGsの推進に向けて、圏域住民や事業者への普及促進策に取り組む。」とし、各々の役割を記載しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 19 号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 18. 議案第 20 号、多度津町教育長の任命についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 20 号、多度津町教育長の任命についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町教育長であります 三木 信行 氏が、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

三木氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。同氏は、昭和57年から永年にわたり教職員として奉職され、令和2年3月多度津中学校校長を最後に退職され、同年4月より多度津町教育長に任命されております。

また、人格は高潔で、多度津町教育長と致しまして、経験豊富な中で築かれた地域の方々との信頼関係をもって、教育行政に非常に熱心に取り組んで頂いております。

今後につきましても、教育行政はもとより町行政全般にわたり、誠意をもって取り組んで頂けるものと思っております。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は、人事案件でございますので、本日、先議致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第20号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

ただ今、決定されました三木教育長が議場におられます。

この際でありますので、教育長のご挨拶を受けたいと思っておりますので、よろしくごお願い致

します。三木教育長。

三木教育長 挨拶

議長（村井 勉）

日程第 19. 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍頂いております野田 直子 氏の任期が令和 4 年 6 月 30 日をもって満了致します。つきましては、引き続き同氏を推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

野田氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、長年にわたり多度津町の幼稚園教育に携われ、また、香川県幼児教育研究会事務局の役員を歴任されるなど、本町に多大なる貢献を賜りました。

子どもや障害のある人の人権に係る諸問題に造詣が深く、地域の方々からの信頼も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、推薦するものでございます。

なお、任期は令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとなります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第1号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重に審議を期するために、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から第19号までの19議案を総務教育常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、19議案を会期中の総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

これにて散会致します。

長時間、有難うございました。

散 会 午後2時19分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和4年3月2日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記